

社会保障審議会 介護保険部会（第58回）	資料2
平成28年5月25日	

介護予防の推進

地域支援事業の全体像（平成27年4月～）

地域支援事業

1. 地域支援事業の推進

資料1

2. 介護予防の推進

資料2

3. 認知症施策の推進

資料3

介護予防・日常生活支援総合事業

○介護予防・生活支援サービス事業

- ・訪問型サービス
（短期集中予防サービスを除く）
- ・通所型サービス
（短期集中予防サービスを除く）
- ・生活支援サービス
- ・介護予防支援事業

- ・訪問型サービス
（短期集中予防サービスのみ）
- ・通所型サービス
（短期集中予防サービスのみ）

○一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- 地域ケア会議の推進
- 生活支援サービスの基盤整備

※包括的支援事業の在宅医療・介護の連携推進は3月25日に実施。

- 認知症施策の推進

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

介護予防の推進

現状・課題

◆介護予防の理念

- 介護予防は、高齢者等が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的とする取組である。
- 生活機能の低下した高齢者に対しては、単に運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、これによって日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指すことが重要である。

◆平成12年度 介護保険制度の創設と予防給付

- 介護保険の基本的な考え方において、予防やリハビリテーションを重視し、要介護状態とならないように健康時から日常生活における健康管理・健康づくりを進めるべきという観点から検討がなされ、「いわゆる虚弱老人（要支援者）に対して寝たきり予防等の観点から必要なサービスを提供する」という目的で予防給付を設けた。

◆平成17年介護保険法改正

- 軽度者の状態像を踏まえ、できる限り要支援・要介護状態にならない、あるいは重度化しないよう「介護予防」をより重視したシステムの確立が求められ、介護保険の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、予防給付の見直しや地域支援事業の創設が図られた。

介護予防の推進

現状・課題

◆平成26年介護保険法改正における介護予防の考え方

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれた取組が重要である。
- 高齢者の多くは、要介護状態や要支援状態にいたっておらず、地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながっていく。できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにつながる。
- 住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者が増え、通いの場が普及拡大していくような地域づくりを推進する。
- 地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組（例えば、住民主体の通いの場の立ち上げや充実、地域ケア個別会議への関与等）を推進する。

介護予防の推進

現状・課題

◆地域支援事業への円滑な移行のための支援

- 平成26年介護保険制度の改正において、一次予防事業と二次予防事業が廃止され、前述の考え方に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、新総合事業とする）としての一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業へと再編された。
- 従来の二次予防事業においては、多くの市町村が「通所型事業の終了者が介護予防を継続する場の不足」・「長期間利用する（卒業できない）人がいる」や「事業への参加率が低い」ことを課題と感じていた。また、新総合事業を開始済みの市町村においては、「通いの場のサービス・活動の今後の展開に関する方向性の決定」に関する対応が遅れている。

（参考資料P13, 16：平成27年度「介護予防・生活支援に係る各市町村の取組状況に関するアンケート調査」結果）

- 住民主体の通いの場の普及拡大については、介護予防を住民自身の取組として行う（行政にやらされているのではなく、自分たちのために、自分たちで行う）ことが重要であり、住民が自主的に意欲をもって取り組めるような環境を整える必要がある。
- 住民主体の通いの場が効果的に普及拡大できるよう「地域づくりによる介護予防推進支援事業」（平成26年～）において、都道府県がモデル市町村との取組を通じて県内に住民主体の通いの場を展開していくためのノウハウを蓄積し、管内市町村に対して研修及び個別相談等の技術的支援を実施している。

（参考資料P27：地域づくりによる介護予防推進支援事業）

- また、短期集中予防サービスや自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの普及については、市町村において、地域ケア個別会議の開催や自立支援に向けたサービス提供に関する指導・助言ができる保健・医療専門職を確保することが困難であることや、効率的に実施していくための地域診断を行う能力が十分ではないという意見がある。

介護予防の推進

現状・課題

◆介護予防・自立支援に向けた取組の強化

- 平成26年介護保険法改正においては、住民主体の介護予防の取組を基盤とした一般介護予防事業と保健・医療専門職による生活行為課題に着目した介護予防・生活支援サービス事業等を、地域の実情に応じてバランスよく組み合わせる取組を推進している。
- さらに、介護予防・自立支援に向けた市町村の取組を強化するため、平成28年度予算の「介護予防活動普及展開事業」において、先進的な市町村で取り組まれている効果的な介護予防の仕組を全国展開することとした。

社会保障ワーキング・グループにおける介護予防に関連する議論のまとめ

(2) 介護

B. 「見える化」を踏まえた改革の推進

(ii) 具体的な取組

- 保険者機能の強化、高齢者の自立支援・介護予防の全国展開
 - ・ 市町村による取組の好事例（例えば和光市）や、都道府県による普及展開の好事例（例えば大分県）等も参考にしつつ、保険者等の取組の全国展開を推進する。
 - ・ このため、分析結果を活用した介護保険事業計画のPDCAサイクル強化や、保険者機能の強化、市町村による高齢者の自立支援・介護予防等を通じた給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付けなどに係る制度的枠組み等について関係審議会等において検討し、平成28年末までに結論を得る。

平成28年4月19日経済財政諮問会議
経済・財政一体改革推進委員会
社会保障ワーキング・グループ

介護予防の推進

現状・課題

◆介護予防の事業評価と改善

- 介護予防の取組については「一般介護予防事業評価事業」において、事業評価を行うこととしている。具体的には、プロセス指標（参考1）についての評価を中心にアウトカム指標（参考2）についても評価し、事業の改善と充実に活用することとしている。
- また、日常生活圏域ニーズ調査の項目を、地域課題の所在を認識しやすく、地域間比較に適したものに直すことにより、市町村が地域診断に容易に取り組みやすくすることとしている。

（参考1）プロセス指標

- ・介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上参加者数及び割合※
- ・介護予防に資する住民主体の通いの場の状況

（参考2）アウトカム指標

- ・65歳以上新規認定申請者数及び割合※
- ・65歳以上新規認定者数及び割合（要支援・要介護度別）※
- ・65歳以上要支援・要介護認定率（要支援・要介護度別）※
- ・日常生活圏域ニーズ調査等による健康に関連する指標の状況
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の費用額
- ・予防給付と介護予防・日常生活支援総合事業の費用総額

※ 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査・介護保険事業状況報告を活用

論点

- 介護予防・自立支援の取組をより一層推進するためには、各々の市町村における取組状況等に応じた支援が必要であるが、取組状況等を測るプロセスや、取組の成果を測るアウトカムに関する指標（例えば要介護認定率を用いたもの等）としてどのようなものが考えられるか。
- 保険者等が、高齢者の介護予防や自立支援に積極的に取り組んでいくためのインセンティブとして、どのような仕組が考えられるか。
- 介護予防・自立支援の推進のため、都道府県による市町村支援の在り方について、制度的な点からも強化を図るべきではないか。
- 住民主体の介護予防活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者が増え、通いの場が普及拡大していくような地域づくりを推進するために、高齢者自身が積極的に介護予防に取り組む環境の整備や気運の醸成が重要であると考えられるが、これらをどのように進めていくべきか。